

会 議 録【詳細版】

会議の名称	令和5年度第2回守谷市保健福祉審議会		
開催日時	令和5年10月18日(水) 開会：14時30分 閉会：16時50分		
開催場所	守谷市役所 全員協議会室		
事務局(担当課)	健幸福祉部 社会福祉課		
出席者	委員	埴本委員、萩原委員、小田委員、田上委員、田中委員、新田委員、松山委員、大川委員、竹内委員、塩澤委員、清水委員、橋爪委員、越智委員、小川委員、中山委員、飯村委員、市村委員、川田委員 計18名	
	事務局	<健幸福祉部> 稲葉健幸福祉部長、羽田健幸福祉部次長兼社会福祉課長、小林健幸福祉部次長兼介護福祉課長、新島保健センター所長、森山国保年金課長、滝本健幸長寿課長、松井社会福祉課長補佐、宮崎主任 <こども未来部> 石塚こども未来部長、森山こども未来部次長兼すくすく保育課長、上野のびのび子育て課長 計11名	
公開・非公開の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	0人
会議次第	1 開会 2 あいさつ 3 議事 協議事項 ① 守谷市障がい者福祉計画(第4期)及び守谷市障がい福祉計画(第7期)及び守谷市障がい児福祉計画(第3期)素案について ② 第9期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(素案)、守谷市成年後見制度利用促進基本計画(素案)について 報告事項 ① 令和5年度第2回地域自立支援協議会開催報告について ② 令和5年度第1回及び2回保健福祉審議会障がい者福祉分科会開催報告について ③ 令和5年度第1回保健福祉審議会健康づくり分科会開催報告について ④ 令和5年度第2回及び3回保健福祉審議会地域包括ケアシステム分科会の開催報告について ⑤ 守谷市シニアボランティアポイント制度の再開について ⑥ 令和5年度第1回子ども・子育て分科会の開催報告について ⑦ 遊育施設(あそびの森もりっ子)のプロポーザル選定結果について 4 閉会		
令和5年11月27日		守谷市保健福祉審議会 会 長 竹内 公一 議事録署名 飯村 敏雄 議事録署名 中山 隆義	

令和5年度第2回守谷市保健福祉審議会議事録

日 時 令和5年10月18日(水)
14時30分から16時50分
会 場 守谷市役所 全員協議会室

松井社会福祉
課長補佐
竹内会長
松井社会福祉
課長補佐

令和5年度第2回守谷市保健福祉審議会を開会いたします。初めに竹内会長にご挨拶を頂戴します。

(あいさつ)

ありがとうございました。

なお、本日ですが、椿委員、飯塚委員、吉田委員、横張委員、古谷委員の5名におかれましては、事前に欠席のご連絡を頂いておりますことを申し添えます。

次に本日の会議の会議録について、発言者の氏名記載についてですが、令和3年5月18日付け、保健福祉審議会におきまして、原則、発言者氏名を記載することと決定しています。また、氏名を記載しない場合は、適宜協議いたしますのでよろしくお願いいたします。会議録の作成におきましては、議事録作成ソフトを用いて、文字起こしを行います。ご発言される際には、マイクのスイッチをオンにしまして、あらかじめ氏名を述べていただいてから発言されますよう、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

また、本日の一般傍聴希望者はありません。

それでは議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。事前に配布した資料が11点ございます。協議事項No.1「守谷市障がい者福祉計画第4期及び守谷市障がい福祉計画第7期及び守谷市障がい児福祉計画第3期素案」、協議事項No.2「第9期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画、守谷市成年後見制度利用促進基本計画素案」、報告事項No.1「令和5年度第2回地域自立支援協議会開催報告」、報告事項No.2-1「令和5年度第1回障がい者福祉分科会開催報告」、報告事項No.2-2「令和5年度第2回障がい者福祉分科会開催報告」、報告事項No.3「令和5年度第1回健康づくり分科会開催報告」、報告事項No.4-1「令和5年度第2回地域包括ケアシステム分科会開催報告」、報告事項No.4-2「令和5年度第3回地域包括ケアシステム分科会開催報告」、報告事項No.5「守谷市シニアボランティアポイント制度の再開について」、こちらの資料はホチキス止め2枚つづりとなっております。報告事項No.6「令和5年度第1回子ども・子育て分科会開催報告」、こちらの資料はホチキス止め5枚つづりとなっております。報告事項No.7「遊育施設(あそびの森もりっ子)のプロポーザル選定結果について」。以上、不足資料等ございましたら挙手にてお願いいたします。

よろしいでしょうか。

本日の審議会におかれましては、審議会条例第6条第2項により、審議会は委員の半数以上の出席がなければ開くことはできないとあ

竹内会長

ります。本日は出席18名、欠席6名です。今回、委員総数のうち半数以上の方が出席されておりますので、会議は成立いたします。

本日の案件は、協議事項2件、報告事項7件となっております。それでは、審議会条例に基づき、この後の議事につきましては、会長に議長をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

今回の審議会、先ほどありましたように、協議事項2件と報告事項7件が提出されておりますが、協議事項と報告事項が関連している部分に関しては、まとめてご説明いただくようにしたいと思いますので、その点ご了承いただければと思います。

なお議事に入ります前に、今回の議事録署名人を審議会の名簿順で中山委員、飯村委員をお願いしたいと思います。それでは、議事に入らせていただきます。

協議事項No.1「守谷市障がい者福祉計画第4期及び守谷市障がい福祉計画第7期及び守谷市障がい児福祉計画第3期素案について」、併せて、報告事項No.1「令和5年度第2回地域自立支援協議会開催報告について」、そして、報告事項No.2「令和5年度第1回及び第2回障がい者福祉分科会開催報告について」、これらについての説明を社会福祉課からお願いいたします。

羽田社会福祉課長

本日の協議事項No.1、守谷市障がい者福祉計画第4期及び守谷市障がい福祉計画第7期及び守谷市障がい児福祉計画第3期素案の説明に当たりまして、今会長からありましたとおり、地域自立支援協議会及び保健福祉審議会障がい者福祉分科会、こちらでご協議いただきましたので、先に報告事項の方から説明させていただければと思います。

最初に報告事項No.1の令和5年度第2回守谷市地域自立支援協議会会議録のほうをご確認ください。この時には、守谷市障がい者アンケート調査の結果報告ということで、ご協議いただきました。

主な意見としましては、アンケートをしたことについて公表することで、アンケートに答えた方が自分の意見がこのように反映されているのを確認するために、公表したほうがいいのではないかとというようなことが挙げられました。

続きまして報告事項No.2-1、令和5年度第1回守谷市保健福祉審議会障がい者福祉分科会会議録をご覧ください。議題につきましては、地域自立支援協議会と同じように、障がい者アンケート調査報告書についてと、今後のスケジュールについてです。

こちらにつきましては、主な意見としましては、アンケートの回収率が、前回に比べるとちょっと低いのではないかとこのところがありました。今回は、初めてインターネット回答も行ったのですが、想定よりもアンケートの回答率が低かったのは、ボリュームが多かったという反省点がありました。回収率と、自由記述の反映のところ、あと、アンケート回答からの課題として、大きくは3点で、市民への

啓発活動、教育と、就労。この辺についてご意見を賜った形です。

続きまして、報告事項No.2-2、令和5年度第2回守谷市保健福祉審議会障がい者福祉分科会会議録をご覧ください。

議題としては、令和4年度の守谷市障がい者福祉計画第3期、障がい福祉計画第6期、障がい福祉計画第2期の実施状況、実績報告となります。それと、今回の計画作成に当たり行いました障がい者団体等へのヒアリングの結果報告。それと、今回提示しております障がい者福祉計画第4期の素案についてご協議をいただきました。

主な意見としましては、障がい福祉サービスニーズや供給量の管理、サービスの質の管理の考えに関することについて。あとは、障がい者福祉計画第4期の素案について、どのようなことに変更があったかについてご意見等賜りました。

報告事項につきまして以上となります。

続きまして、協議事項No.1の今回の資料の素案の方をご覧くださいと思います。こちらの内容説明をさせていただきます。

こちらの素案につきましては、事前に資料をご確認いただいていると思いますので、計画の基本事項を説明した後に、前回の計画と変わった部分、今回の計画での審議事項などのポイントに絞って説明させていただければと考えております。

まず、基本事項についてですが、これは資料の第1編になります。障がい児・者に関する計画が、今回タイトルでお分かりのように、各法律に基づいて3つございます。この3つは法律上策定しなくてはならない計画となっておりますので、こういったそれぞれの法律に基づく計画名称を設けていることをご了解ください。ただ、それぞれの計画は密接に絡んでおりますので、守谷市としましては、この3つの計画を別々に作成するのではなくて、一体的に作成するという事で、今回の計画の素案を作成しております。

各計画の関係状況は、資料の5ページをご覧くださいませるか。障がい者福祉計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画の関係と、施策体系というところをご覧くださいませたいのですが、基本的に障がい者福祉計画は障がい者基本法に基づく、障がいサービスに関する基本施策を定める計画ということとなっております。ですので、障がい者施策に関する基本計画というような位置付けと考えてください。

障がい福祉計画、障がい児福祉計画につきましては、実際生活する上での、自立支援として必要となってくるサービスに関する見込み量等を制定する、定めるものとなっております。

障がい者福祉計画に基づいて、障がい福祉計画、障がい福祉計画のそれぞれの今後の利用見込みとかの推計をするという形で、今後の施策をまとめていくこととなっております。

次に計画の期間ですが、障がい者福祉計画は6年、障がい福祉計画、障がい児福祉計画がそれぞれ3年と異なっています。8ページをご覧くださいませると、計画期間につきまして図示をしています。障がい福祉計画と障がい児福祉計画は3年ごとにサービス見込み量の設定を

するという事になってきています。数値計画も入ってきますので、数字の見直しは3年ごとに行うという形となっています。対しまして、障がい者福祉計画は障がい施策の総合計画、総括的な計画となりますので、3年、3年に合わせて6年ごとの見直しという形となっています。ただ、3年ごとの障がい福祉計画、障がい児福祉計画の見直しの際には、障がい者福祉計画全体計画で3年ごとの状況で何か変化があった場合には、微調整するような形での見直しをすることも想定しています。

次に、計画の進行管理関係ですが、守谷市は保健福祉審議会と地域自立支援協議会、これが二つありまして、計画の進行管理につきましては両機関で行うこととなっています。これは、今までの計画においても同様の状況で、各機関の役割分担につきましては9ページから10ページにおいて定めています。10ページの表の方が見やすいかと思うのですが、障がい者福祉計画の進行管理は、基本的に保健福祉審議会。障がい福祉計画、障がい福祉計画が地域自立協議会という形です。それぞれで進行管理したものを、情報を共有するという形をとりまして、全体的な計画の取りまとめ、諮問答申等につきましては保健福祉審議会で行うこととなっています。

次に、守谷市障がい福祉計画第4期について説明します。資料は11ページからになりますが、ポイントを絞らせていただきますので、途中途中でページが飛ぶことをご了承ください。

計画の基本理念は12ページになります。第三次守谷市総合計画及び第3期守谷市地域福祉計画におきまして、誰もが身近な住み慣れた地域で生活することを施策として掲げております。これは障がいがある人がない人も、共に生活する地域共生社会の考え方と想っています。これらのことについて、第3期計画でも同様としておりましたが、この基本理念は、第3期計画と同様に、全ての人が地域社会で共生することができるまちということの基本理念にしたいと考えています。

この基本理念実現のための施策目標を3つ設定しています。この目標において、各分野の施策を推進することとしています。施策目標にする施策を体系化したものが15ページです。施策目標自体は前計画と変わりませんが、体系上において順番の入れ替えや追加をしたところがあります。施策目標は変更していませんが、地域で自立した主体的な生活の支援を1番に、共に築く福祉のまちづくりを2番にしました。ただ、順番を入れ替えたことで施策の優先順位が変わるということではありませんが、まず自立した生活を送れることになることが、障がいのある方のテーマになると考えて、地域で自立した主体的な生活の支援という形で順番を変えたということです。

また、地域で自立した主体的な生活支援の施策の柱で、相談体制の充実を柱としていましたけれども、今計画では生活支援サービスの充実の施策の中に位置付けています。3番のライフステージに応じた社会参加の支援と自立のところですが、新たな法制定に伴い、情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実を追加しています。

また、各施策目標の施策においては、ヤングケアラーや地域で生活する上での環境整備と、医療的ケアが必要な方への支援、災害時の支援などの課題を踏まえて、順序を変えているところもあります。これら基本的な項目は追加とか、順番が変わったものは多少あります。

続きまして、各施策における新たな取組みなどについて説明します。17ページをお願いします。相談支援体制の充実の取組みとして、表の2番目と4段目にありますが、新規という形で、今回計画として追加しております。相談支援体制の充実の取組みとしまして、具体的に、基幹相談支援センターの設置というものと、医療的ケア児・者とその保護者への相談支援体制の充実、これについては医療的ケア児等コーディネーターの配置等を含めてですが、そういった相談支援体制を充実していくということで設けています。

18ページをお願いします。家族に対する総合的な支援として、家族介護者・介助者への支援と、地域生活支援協定等の整備検討に新たに取り組むとして新規2点を挙げています。家族介護者・介助者への支援等の中においては、先ほど申し上げましたヤングケアラーの関係等も含めて対応していきたいと考えています。それと、地域生活支援拠点等の整備ですが、これは拠点等の整備検討という形をとり、地域で生活する上でどのようなサービス、今でも各種のサービスを提供していますが、緊急時の受入れ体制をどのようにするかといったところの課題を解決するために、こういった新規事業に取り組むということで取り上げています。

次に19ページですが、制度の円滑な運営と利用促進の取組みがあります。こちらについて、障がい者に対する各種の周知ということで、今までですと、市の広報というホームページとか、広報紙とかが中心となっています。あとは独自のしおりです。サービス案内図のようなもの。それに限らず、昨今ではSNSを使っただけの情報発信もありますので、そういったものを活用したい。この辺は、情報の提供支援、情報アクセシビリティの関係も出てくると考えています。

続きまして、21ページをお願いします。日常生活支援2の21ページで、重度障がい者医療的ケア児に対する生活上の支援に取り組むことを挙げています。

こちらで、1点漏れてしまったので追加をお願いしたいのですが、21ページの表の一番下の医療的ケア児に対する地域生活支援体制の推進の実施主体に、就学や教育カリキュラムにおける支援を行う教育委員会の教育指導課が入っていなかったため、こちらは追加したいと考えています。学校教育課は学校設備とかを行いますが、個別の教育プログラムについては教育指導課になると思うので、両方入っていた方がいいだろうということで、追加をしたいと思えます。

次に29から30ページです。差別の解消になります。こちらについては、教育現場における取組みを進めることと、30ページで、合理的配慮の促進に向けた事業所等への啓発というのがあるのですが、合理的配慮が、今までですと公共機関いわゆる市役所とかは義務とな

っていたのですが、令和6年4月1日以降は、民間事業所も義務化されるということがありますので、そういった合理的配慮とはどういうものかというのを啓発することが必要になってくるということで、新規で取組みを加えています。

次に33ページをお願いします。施策目標2、ともに築く福祉のまちづくりの理解と交流の促進で、心のバリアフリーの推進を新規で追加しています。これは、地域で共に生活する上での基本的な考えを推進していくという形で考えています。

次に35ページをお願いします。安全安心な生活環境づくり、こちらは、災害対策の方に関わってくる部分です。今、社会福祉課で所管をしている避難行動要支援者、自宅で生活しているけれども、1人もしくは家族だけでは、避難所に行くことは難しいとか、避難をどのようにしたらいいだろうという方に対する支援の計画作成を行っていますが、この中に、医療的ケア児等を含めるということで明記をしましたが、中には、避難行動要支援者ですと、基本的には要介護認定を受けている方とか障がい者手帳をお持ちの方ですが、医療的ケアの場合、こういう手帳を持っていない方もいると漏れが出るということで、はっきりとこういう形をとった方が良いかということで追加しております。

次に39ページが施策としても追加となりました。情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の関係です。こちらにつきまして、デジタル技術が進んでいるということから、こういった施策が必要になってくるということで、取組みとして40ページに、様々な障がいの方に対して適切な情報を取れるような環境整備と、意思疎通ができるようなものということでの取り組みですけれども、一つとして市印刷物への音声コードの導入を考えていくということがあります。いわゆるQRコードみたいなものを読み込むと音声で読み上げてくれるような仕組みがあるというので、そういったものの導入の検討と、それだけに限らず、全般的な情報アクセシビリティを向上していくというふうに取り組んでいきたいと考えています。

以上が第4期の素案の内容です。

続きまして、障がい福祉計画第7期、障がい児福祉計画第3期の素案について、52ページ以降になります。53ページから58ページについては、厚生労働省が提示しています、障がい福祉サービスの提供体制の確保に係る成果目標となっています。

こちらの目標設定に当たっては、今までの利用実績をもとに推計しているのですが、ここ数年は新型コロナウイルス感染症の関係によるものから、利用実績が年度によって、もしくはサービスの種類によっては、前年よりも利用が下がるというところもあり、単純に、今までの利用者が増えてサービスの利用も増えるというような伸び率という形での考え方では、推計は難しいという実態がありました。ですので、伸び率で考えられる部分もあれば、その利用の実態に基づいて推計をするような形で、こちらの項目の見込み量を推計しています。こ

ちら、施策目標のところでも申し上げましたが、サービスの利用見込み全般的にいえることですので、そちらの方も同様に推計しているとお考えください。

また、実績データが取れていない指標もあります。これは実績データを取る方法がうまく確立していない部分もあり、データ取得の方法も併せて考えていきたいと思っています。障がい福祉サービス等の提供体制に係る成果目標の一つとして、施設入所者の地域生活移行、こちらは国の周知に基づいて設定しております。精神障がい者の地域包括ケアシステムの構築ですが、ここは実績が取れていない部分もあるので、見込み値の推計が難しいのですが、基本的には国の方でも施設から地域へということの基本方針としています。その地域で生活するための環境整備というところが必要になってくると考えています。

同様なことが、地域生活支援の充実で、先ほどの施策、障がい者福祉計画で申し上げた、地域生活支援拠点の関係が、ここと連動してくるとお考えください。こちらの整備については、近隣を含めて、どういった形で整備しているのかを、いろいろと情報整理しながら行っていければと考えています。

成果目標の4つ目は就労関係ですが、いわゆる自立する上での大前提となる、就労で収入を得るということについて、福祉的就労から一般就労、一般企業への就労に向けていくために、どれぐらいの人が移行できるかというところでの推計をしているところです。

5つ目は、障がい児支援ということで、ここで児童発達支援センターと医療的ケア児コーディネーターの配置について、その下の6つ目が、相談支援体制の充実強化で、基幹相談支援センターの設置についてになります。

成果目標の7つ目が障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みということで、こちらについては市のサービスの質の向上の取り組みについて記載しています。

59ページ以降が、障がい福祉サービス等の見込みです。これは、個別サービスの利用見込み量で、利用実績や利用＝サービス提供体制などにより推計しています。先ほど申し上げた利用率でいくと、逆転現象が起こってしまうようなところも踏まえて、利用の実件数を基に設定しました。やはり、利用できるサービスの提供できる体制がないと、実際利用ができないという現状もあるので、そういった提供体制も加味して設定しています。

この中で、利用見込み量が増加しそうなサービスとしては、60ページの居宅介護を増加傾向で見込んでいます。居宅介護、これは在宅でのヘルパー利用とイメージしていただくと分かりやすいかと思いますが、これが一つ増加するというのが考えられます。

62ページの就労継続支援B型もというのが、こちらも増加傾向で見えています。これはいわゆる福祉的就労の場という形で、雇用契約形態での就労ではなく、福祉的に軽作業を行うようなもの、こちらの方の利用が増えてくる傾向はあるかと思っています。

それと昨今、特に増えているという印象があるのは共同生活援助。63ページになりますが、これは通常グループホームと呼ばれているサービスです。いわゆる地域で生活する場の一つとなってきますので、こういった整備と利用意向は、今後も高まる傾向にあるかと想定しています。

こちらの個別サービスがそれぞれ増えるということもそうですが、これらの増加に合わせて、64ページの計画相談支援、サービスを利用するに当たってのサービス利用計画の作成も出てきますので、介護でいうケアマネのような形になるものですが、相談支援専門員が、サービス利用に当たっての計画を作成する、こちらもサービスの利用増と合わせて伸びると予測しています。

65ページから68ページは、地域生活支援事業の利用見込みです。地域生活支援事業は、自立支援給付としての障がい福祉サービスで対応していない障がい福祉サービスということで、今まで申し上げた障がい福祉サービスの居宅介護とか、就労継続B型は、いわゆるヘルパーさんに来てもらう、働く場に行く、生活する場のグループホームを利用するといったサービス以外のところで、例えば、知的・精神系でいきますと、自分での判断能力・契約能力が厳しい場合には、成年後見の利用支援などを行ったり、あとは日常生活用具ということで、機器類を購入する助成を行ったりというところになります。

日常生活用具では、67ページで表を作っており、ここで排泄管理支援用具、特に紙おむつとか、人工肛門の方のストマ用品の利用が昨今増えているという傾向はあります。身体障がいの膀胱、直腸障がいの方や、紙おむつの場合ですと、状態が、言葉で言うと寝たきりのような形で紙おむつを利用している肢体不自由者。状態によって医療的ケア児なども、おむつが必要な場合もありますので、そういった傾向もあると予測しています。

日中一時支援も増加が見込まれます。このサービスは、就労継続支援B型などの日中サービスを利用しており、利用が9時から3時とか決まった時間になってしまうので、家族が帰ってくるのは6時となると、3時から6時までの間、お預かりするような場というイメージをしていただければと思います。こちらについても、やはり利用は増えているという印象がありますので、サービス事業所の方で延長して受けられるかどうかというのは、その提供体制の問題もあるので、ここはカバーするような形のサービス利用もあるということです。

69ページは、今まではどちらかといえば障がい者の方が中心ですけれども、障がい児ということで、児童に特化した、いわゆる18歳未満の方が利用するサービスとお考えください。実績がなく、市内に事業所がないため、利用見込みを立てることが困難なサービス、保育所等訪問支援などは、昨今増え、若干の利用実績が出てきておりますが、医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援などは、実際、この近辺でもないサービスもあるので、これは提供の関係上も、利用の推計は難しいというところがあります。ただ、児童発達支援、就学前

の子供たちを指導するところ、放課後等デイサービス、就学後の子供たちが療育を受けたり、放課後の居場所として使うところでのサービスが増えると考えております。

守谷市の場合、高齢化は進んでいます、子供が減るという形での予測はないと思っていますので、まだこれから、微増というか、増加はあるかと予測しています。

72ページ以降は、統計資料や統計情報、用語解説などの参考資料ですので、ご確認ください。

今回の計画のポイントはそのようなところだとお考えください。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

説明ありがとうございました。

ただいまの説明について、委員の皆様のご意見ご質問等を言っていたきたいと思います。

まず初めに会議報告がありましたので、会議報告について。会議にご参加の委員の方から補足あるでしょうか。

まず、障がい者福祉分科会の方ですが、こちら、障がい者福祉計画に関わるような議論もあろうかと思いますが、このあたり何か補足とかありましたらお願いいたします。よろしいですか。

では続きまして、自立支援協議会の方からいかがでしょうか。こちら、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に関わることについて議論するという場になっています。いかがでしょうか。こちらもよろしいですか。

では、実際に計画の素案について議論していくということにします。計画の素案について、コメントあるいは質問等がある方、挙手の上ご発言ください。いかがでしょうか。では、お尋ねしたいと思っていますところがありましたので、お尋ねしたいと思います。

まず、マニアックなところから、いきなりそこからくるかと言われるかもしれませんが、医ケア児、医療的ケア児のコーディネーターの件ですけれども、このコーディネーターというのは、これは新設されるということで、どのような方になるのか、それからどのような待遇であるのか、そのあたりについて、どのような目論見があるのかについてお聞かせください。

はい。お答えします。

医療的ケア児等コーディネーターについては、基本的には茨城県で主催する、コーディネーター研修を受講した場合に、コーディネーター資格が授与されるという形です。

守谷市では、現状としましては、職員で医療的ケア児に関わってくるだろう部署として、社会福祉課、のびのび子育て課、保健センターの3箇所で1人ずつ受講しております。今、1名ずつ配置されている形で、コーディネーター資格を持っていますけれども、職員がコーディネーターの資格を取って、知識を持つという仕組みをとっています。

今年度以降、今は1人ずつというのも体制的にどうなのかという

竹内会長

羽田社会福祉
課長

ころがありますので、受講者を今年度も増やして受講して、体制を整えていくという形は考えています。

竹内会長 ありがとうございます。

 ちなみにその職員の方々のバックグラウンド、例えば福祉関係の勉強をなさった方であるかとか、そのあたりについてお聞かせいただけますでしょうか。

羽田社会福祉課長 はい。資格としましては、社会福祉士、保育士、保健師が主立ったところですよ。

竹内会長 ありがとうございます。

 時節に合わせたといいますか、政策に合わせて、それぞれの専門性のある人たちが適切に教育を受ける機会を得ているという、そういう理解でよろしいですか。

 他いかがでしょうか。続いて、質問させていただきます。

 情報のアクセシビリティの向上というところが出ていますが、この情報のアクセシビリティの向上、なかなか難しい問題がありまして、どんな情報を発信するか、あるいはそれを適切に見てもらえるかというような問題があり、こちらの方は工夫のしどころかと思えます。

 その点と、あともう一つは、情報のアクセシビリティの向上となると情報を扱うので、どうしてもセキュリティという問題が発生します。セキュリティ、こちらの方が負担になってくる可能性があります。このあたりについてどのように考えたらよろしいでしょうか。

羽田社会福祉課長 はい、お答えします。

 40ページの取組みのところ、情報アクセシビリティの向上という形で設けています。今、会長からお話があったように、いろいろな方が等しく情報を得ること、逆に情報発信することができるという体制という話になると思えますので、当然、私どもの福祉部門としては、社会福祉課が関わっていくかということになります。ただ、それを、広報媒体といいますか、周知する機関、周知等を担当する部署としては、ここでいけば秘書課などが、ホームページとか、そういった関係は担当していますし、紙媒体だけではないですが、図書館で音声データのCDを貸し出したりとかもあります。そういった、今行っていることを踏まえつつ、今後どのようなニーズが出てきて、どういう対処を取っていくかを、この4課で協力していく形になるかと思えます。

 その中で、いろいろと大きい役割になるのがデジタル戦略課かと考えます。いわゆるデジタル関係の担当部署となりますし、その中で、セキュリティポリシーの関係もこのデジタル戦略課が担当していますので、セキュリティ関係も踏まえて、情報発信をしていければと。今後どのような形でやっていくかというのは、この4課で具体的な検討をしていった上での周知という形になると思えます。

竹内会長 ありがとうございます。

 こちらは私の意見ですが、セキュリティに関しては、市役所がセキュリティを守っているだけではなく、その受け手である障がい者の方、障がい児の方々、その家族の方々のセキュリティということも考

えて差し上げなければいけないですが、その責任関係がどうなっているかというのは、曖昧になりがちだと思います。その曖昧になっているところについて、曖昧だから知らないではなく、親身に対応して差し上げられるような施策を打てるといいなと思います。どうぞ、ご検討いただければと思います。

その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ちなみにですけれども、こちらの計画ですが、分科会及び協議会の方での検討は、次の協議会及び分科会の方でなされるものですか。

羽田社会福祉
課長

今後のスケジュールについてご説明が漏れており、申し訳ございません。

これからのスケジュールですが、今回この審議会にてご協議いただいた後に、まず基本的な素案としてまとめさせていただきます。それを今後パブリックコメントにかける形になるのですが、その段階として庁内で1回検討し、さらに議会の方にも報告する、こういった形で行いたいと思います。

パブリックコメント終了後に、分科会とかでご協議をいただくような形をとって、その後に、もう一度こちらの審議会で諮問させていただくという流れで考えております。

竹内会長

承知しました。

各委員、実際に読んで分からないところもまだまだあろうかと思いますが、このあたりに関しては適宜担当の方にご連絡いただき、担当の方にとっては良いアドバイスになるのではないかと思いますので、そういうつもりで対応していただければと思います。

大変分厚い書類ですので、この分厚い書類を30分間以内にまとめて説明してくださったのはよかったですと思います。ありがとうございました。

それでは、こちらについては皆様のご意見もあろうかと思いますが、それは適宜お寄せいただきながら進めていくことにしたいと思います。ご協議ありがとうございました。

では続きまして、協議事項No.2「第9期守谷市高齢者福祉計画、介護保険事業計画素案、守谷市成年後見制度利用促進基本計画素案について」です。

こちらは、報告事項No.4「令和5年度第2回及び第3回の地域包括ケアシステム分科会の開催報告について」と関係しますので、併せて、介護福祉課からお願いいたします。

小林介護福祉
課長

こちらの協議事項は、先程、会長からありましたとおり、報告事項No.4、令和5年度第2回及び第3回保健福祉審議会地域包括ケアシステム分科会の報告と関連いたしますので、一括で説明します。

それでは、報告事項No.4-1、令和5年度第2回守谷市保健福祉審議会地域包括ケアシステム分科会の会議録についてご説明します。

こちらの内容は、まず1点目ですが、第9期介護保険事業計画の基本指針、大臣告示ポイントで、国の大まかな方針について説明しました。内容については、第9期の計画では、団塊の世代が全員75歳と

なる2025年を迎えることとなります。また、高齢者人口のピークを迎える2040年を見通すと85歳以上の人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズが増えていることが記載されています。それを踏まえて、都市部と地方で高齢化の進み方が大きく異なるということも記載されています。これに伴い、地域に応じた施策や目標、優先順位を検討した上での介護保険事業の計画を定めることが重要となると国の方で示されておりま

す。この内容を踏まえ、分科会では、基本理念、施策の体系と、基本施策、主な取組みなどを中心に説明しました。基本理念としては、住み慣れた地域で健やかに暮らし、安心と幸せを感じられる守谷ということで内容を報告し、ご意見などを踏まえながら、この内容で進めました。

3つ目、守谷市のシニアボランティアポイント制度の再開に関しては、本会議で後ほど、担当から詳細を説明します。

続きまして、報告事項4-2、令和5年度第3回守谷市保健福祉審議会地域包括ケアシステム分科会です。こちらは、今回の、第9期の守谷市高齢者福祉計画、介護保険事業計画、守谷市成年後見制度利用促進基本計画の素案について、資料を皆様に提示し意見をいただきました。

この中で、介護人材の確保ということで、市としても大きな問題と考えており、当時この中で具体的な案などを示すことができなかったのですが、分科会の委員の皆さんから、具体的な施策はなくてもここに記載することが大事というご意見をいただき、検討していることを記載しました。

簡単ですが、報告事項はこちらで終了します。

続きまして、協議事項No.2の計画の素案をお手元をお願いします。

まず、2ページ目をご覧ください。計画の位置付けからご説明します。本計画は、老人福祉法に定める市町村老人福祉計画及び介護保険法に基づく市町村介護保険事業計画を一体的に策定するものとして位置付けられています。本市においては、高齢者保健福祉施策の総合的指針として位置付けるものです。また、下表にあるとおり、今回策定する計画は、その上位計画である守谷市総合計画や守谷市地域福祉計画と整合性を図るとともに、国や茨城県の指針や計画等についても、併せて整合性を図るものとなっています。また、守谷市成年後見制度利用促進基本計画も今回、見直しを行っておりますので、一体的に本計画と併せて後ほどご説明します。

3ページをご覧ください。計画の期間です。本計画については、令和6年度から令和8年度までの3年間としています。

4ページをご覧ください。計画の達成状況です。保健福祉審議会及び地域包括支援センター運営協議会において、毎年度、進捗状況の評価を行い、その進行管理を行いたいと考えています。

その下の計画策定に当たっての基本的な視点としては、団塊の世代の高齢者が75歳以上となる2025年の節目に向けて、国でも様々

滝本健幸長寿
課長

な介護保険等の施策を展開しているところですが、今後、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年問題も新たな課題となると国でも想定されています。これらを踏まえ、介護や医療、市民活動など地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進に一層取り組むことが求められますので、その考え方にに基づき、今回策定したところです。

5ページからは、人口統計等の資料となっております。

6ページをご覧ください。高齢者数の実際の推移です。上段の線が前期高齢者、下段の線が後期高齢者の人口推移です。徐々にその差が狭まっているような状況になり、後期高齢者の人数が多くなっていることが市の現状であることを示しています。

7ページをご覧ください。上の表が、高齢化率の状況です。表の一番右側、全体の欄の下から3段目にある高齢化率をご覧くださいと、市の今年4月1日現在の高齢化率は23.7%です。また、下の表は要支援、要介護の認定者数や割合となっており、割合としては高齢者全体の13%の方が介護保険の認定を受けております。

12ページをご覧ください。要介護状態となった原因疾病です。表の一番上にある全体の欄をご覧ください。第1位は認知症、第2位は悪性新生物（がん）、第3位は骨折となっております。

22ページをご覧ください。今回、第9期目の計画を作成するに当たり、第8期の現計画についての成果と課題について記載しています。基本目標としては4つ挙げており、今まで市が行った取組み及び成果を踏まえ、それに伴う今後の課題が記載されています。後ほどご覧ください。

26ページをご覧ください。アンケート調査結果です。主な内容をご説明します。

まずは、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査です。30ページをご覧ください。「④現在活用しているアプリについて」です。回答者の多くは、ラインやメールを使っており、高齢者世代でもデジタル化が進んでいるのではないかと考えております。このため、今後は紙ベースでお知らせ等を行うほか、SNS等のデジタルの活用も推進する必要があると考えております。

31ページをご覧ください。「コロナ禍での変化について」です。「①外出について」ですが、コロナ前と比較して、現在は頻度が減少したという一方、「②運動時間について」では、コロナ前と変わらぬ頻度で行っていると回答した方が多く、一人一人の方が運動については継続されているというのが分かりました。

35ページからは、在宅介護実態調査です。

39ページをご覧ください。「⑤主な介護者の方が不安を感じる介護等」では、回答数の多いベスト3が、認知症への対応、夜間の排泄、日中の排泄となっております。このことを踏まえて、もし、家族に介護が必要になった人がいる場合に、介護する家族に対する支援策の一つとして、排泄の介助や、認知症への対応についての支援方法等を案内

できる機会を設けることも必要ではないかと考えております。

4 1 ページからは、介護サービス事業実態調査です。

4 2 ページをご覧ください。「①特に人材確保の困難な職種」として、事業者の方から介護福祉士や看護師・准看護師、ケアマネージャーの職種の方の人材確保が困難と回答いただいています。また、「②人材確保の育成や早期離職防止と定着促進に有効だった支援策」では、処遇改善の助成や福利厚生充実が、大きな支援策になるのではないかと回答が多くありました。

4 3 ページをご覧ください。「③不足している又は今後不足すると感じる介護サービス」としては、左側の表にあるとおり、居宅介護支援や訪問介護が今後不足すると事業者の方が考えているとのことです。

4 5 ページからは、市内の地区ごとの特徴です。地区ごとに、今回のニーズ調査に基づいて特色があったかを記載しています。6 圏域、10 地区で分かれており、特筆すべきところについて記載されています。こちらについては後ほどご覧ください。

5 3 ページから次のページにかけては、第9期における課題を挙げています。4つ挙げており、「介護予防・フレイル予防の推進」、「認知症高齢者への家族への支援」、「地域での支え合い活動の推進」、「介護保険事業の円滑な実施」となっています。「介護保険の事業の円滑な実施」については、分科会でもご意見をいただいたところもあり、記載を修正しております。

5 5 ページをご覧ください。計画の基本理念です。前回の第8期計画の基本理念に「安心」という言葉を追加しております。

5 7 ページから次のページにかけては、計画の基本目標を挙げており、計画の基本理念の実現のため4つ掲げております。1つ目が、高齢者が元気で自立した生活ができる支援、2つ目が、高齢者が住み慣れた地域で暮らせる仕組みづくり、3つ目が、高齢者のニーズに応じた公的サービスの提供、4つ目が、持続可能な介護保険制度の構築です。これらの下に基本施策を設け、具体的な取組みを設定しております。

5 9 ページをご覧ください。「介護予防の重点プロジェクト」として第8期計画同様、本計画についても挙げています。本計画では、今年6月にいわゆる「認知症基本法」を制定したことも受け、認知症の方の意思尊重と、住みなれた地域で暮らし続けることができるよう施策の展開を進めるところに主眼を置く内容となっております。

6 0 ページと次のページが本計画の体系図となっております。今回のご説明では、新規で掲げた取組等について取り上げたいと思います。

6 3 ページをご覧ください。今回、本計画において新規に掲載したのものとして、SDGsとの関連性を挙げました。上位計画である「守谷市総合計画」においても、SDGsとの関連性を載せていることに併せて、本計画の内容をもとに7つのゴールを挙げて記載したもので

す。後ほどご覧いただければと思います。

64ページからが具体的な施策の展開です。主なもの、新規のものについてご説明します。

67ページをご覧ください。「高齢者の社会参加、生きがい対策の推進」のうち、「シニアボランティアポイント制度」です。今年11月に改めてスタートし、高齢者の生きがい活動の一端を担えるよう、施策として更なる推進を図るべく改めて記載をしました。

73ページをご覧ください。「認知症を地域で支える仕組みづくり」のうち、「認知症地域支援・ケア向上事業」です。いわゆる「認知症基本法」が制定されたことに伴い、認知症に対する正しい知識や正しい理解が求められるところです。それに基づいて、地域共生社会の実現に努めることが国でも謳われていますので、市としても取り組みの一環として認知症を正しく理解するために、認知症ケアパスの活用のほか、認知症高齢者声かけ模擬訓練、オレンジカフェ（認知症カフェ）の施策を推進していきたいと考えています。また、今後、国で推進する「チームオレンジ」についても市でも設置に向けて進めていきたいと考えています。

76ページをご覧ください。「家族介護への支援」です。認知症高齢者等の介護について、ノウハウを提供することも今後必要になってくるのではないかと考え、「介護教室の開催」を掲載しています。認知症高齢者を持つ家族の方に対する負担の軽減や支援を行っていただければと考えています。

77ページをご覧ください。「地域共生社会の推進」のうち、「生活支援コーディネーター機能の充実」です。生活支援コーディネーターは、令和5年度から社会福祉協議会に委託をして、人員を配置いただき、各地域で考えられる課題や、困りごと、地域のニーズをコーディネーターが把握し、その解決策やノウハウを蓄積して地域に還元できるように業務を行っております。今年度からの委託ですので、今後発展していくように、市としてもバックアップをしていきたいと考えています。

79ページをご覧ください。「高齢者の権利擁護のための支援の充実」です。こちらは、権利擁護、虐待防止や成年後見制度が主なものです。このうち、「高齢者虐待の早期発見及び虐待事例の周知」を掲載しました。虐待が発生した後の取り組みについては記載されていたところですが、前段階として、早期発見と通報、虐待の防止がその前に必要であると考え、追加掲載しました。

第4章までは以上のとおりです。第5章は介護福祉課から説明します。

小林介護福祉課長

それでは第5章、介護保険事業の円滑な実施について、介護福祉課からご説明します。

83ページ、3介護保健サービス利用者数の推移、4サービス事業量の推計、こちらに関して、現在もサービスの推計を継続しています。これは、現在も5年度の実績のため、毎月、月報があがってきます。

これを随時修正しながら直していくということに加え、今後、国からの通知や県との協議によって、サービスの数値、推計などは変更されることがあります。また、介護保険料についても、現在精査を進めています。これは、令和6年4月に介護報酬の改定が予定されており、介護保険料の査定に影響を及ぼします。それと、個々の介護サービスの単価をはじめ、その内容についてまだ国からの通知がありません。このような理由から、現時点で介護保険料の記載はしていませんのでご了承ください。確定次第、皆様に改めてご報告したいと考えています。

それでは84ページ、2高齢者人口の推計にですが、1ヶ所訂正があります。高齢者人口等の推計の表、区分の所、合計の上の第2号被保険者40歳から64歳の、令和8年度が1万3,599人となっているのですが、こちらは入力ミスで、2万5,083人が正解です。これに伴い、合計が4万2,331人に訂正となります。後ほど、修正をしますが、基本的には高齢者の数は増えていくということです。

それでは、85ページ以降、居宅介護予防サービスですが、高齢者の方が増えていることの実績値を踏まえ、現在の見込み値は、サービスについては量が増えています。

続きまして99ページ、地域密着型サービスで、今年度に、表の下から2番目、介護小規模多機能型介護で、次の100ページですが、介護小規模多機能型居宅介護を今年度新たに施設として一つ設置する予定で、令和6年の3月中旬の設置予定で、進めています。これに伴い、見込み量も令和6・7・8年度で、人数が最大29人という推計をしています。

101ページ以降、施設サービスも同じように高齢者の数が増えており、見込み量も基本的には増額、増えていくということで記載をしています。

105ページ、地域ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等で、分科会でも議論、ご意見をいただきました。今後の重要な課題と思われる、介護人材確保・育成、介護現場の生産性の向上を記載したのですが、まだ具体的なものを記載するまでは至っていないのですが、この3期3年間の中で、具体的なものを実施していきたいと考えています。

飛びまして、108ページ、介護保険料の算出は、先程お話ししたとおり、現在のサービス量が記載されているのですが、これは見込み量で令和5年度及び今後の見込み量は変わっていきます。

飛びまして112ページ、所得段階別の介護保険料の設定で、こちらも見込みとなっています。これも変わっていきます。113ページは、介護保険基準額の年額と推移と伸びで、第1期から第8期までの介護保険料の基準額・伸び率を記載しています。9期計画は、現在、推計を進めていますので、まだ確定できていない状況ですが、確定次第、皆様にお知らせいたします。8期の介護保険料ですが、全国平均で7万2,168円、県平均で6万5,820円、本市の5万7,6

00円は、県内で現在3番目に低い金額です。

5章については以上です。

それでは、117ページからの第6章「守谷市成年後見制度利用促進基本計画」についてご説明します。

118ページをご覧ください。計画の位置付けです。成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、「市町村計画」を定めるよう努力義務として位置付けられているものです。当市としては、計画の策定が努力義務とされているところですが、成年後見制度を推進する観点から、3年前の令和3年に計画を策定しています。

計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間で、令和5年度が中間年度となりますので、今後3年間の計画として内容の見直しを行いました。なお、この計画は、今後、高齢者福祉計画・介護保険事業計画から分離して、地域福祉計画と一体的に推進する予定です。

主な内容についてご説明します。

122ページをご覧ください。成年後見制度の利用状況です。令和4年度の数値をご覧ください。後見、保佐、補助、任意後見の全体として62人の市民の方が利用しております。その下の欄の社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業については、利用者数として34人の方が利用されています。

また、その下が今回新たに作成した表となっており、成年後見制度等の違いを分かりやすくするため今回載せさせていただきました。前回の審議会でも、委員の方から様々な質問を頂戴しており、内容についての説明等も難しいため、このような表を作成しております。制度ごとに対象や内容等いくつか違いがあることをご理解いただければと思います。

続いて125ページをご覧ください。成年後見制度の利用促進における基本的な認識として、当市の課題を挙げています。次のページにかけて、4つ大きな事項を挙げた理由は、今回、アンケート調査を市内の各事業者等に行い、その回答をもとに、今後、市が取り組むべき課題を精査し、記載しています。内容については、後ほどご説明します。

127ページをご覧ください。基本指針・基本目標です。まず、本計画が目指す市の姿をとして内容を掲載し、その下から具体的な取り組みとなっております。

128ページをご覧ください。成年後見制度の普及・啓発について、今回実施したアンケート調査の際にいただいたご意見のうち、ご要望がありました市民向け、事業所向けに各々普及啓発を実施したいと考えています。

133ページをご覧ください。私の未来ノート（エンディングノート）の活用と、遺言書の作成等の啓発を今回載せています。成年後見だけの制度ではなく、本人の意思が確実に明記できる遺言書の作成等についても啓発することが必要ではないかと考え、今回掲載しています。

134ページをご覧ください。計画の進行管理です。進行管理では、保健福祉審議会及び成年後見制度の利用促進に係る会議において報告等を行い進捗状況の確認をいただくこととなっております。

135ページと136ページをご覧ください。成年後見制度や、任意後見制度についての利用する際のフローチャートです。今後、記載する図をもう少し分かりやすくお示しできればと考えています。

137ページ以降は用語の一覧ですので、後ほどご覧ください。

今回の計画案は、素案として審議会の皆様にお示した後、庁内で改めて内容を確認し、議会の皆様に説明後、パブリックコメントを実施します。その結果をもとに分科会の開催をお願いし、最終的な計画案をご審議いただいた後、保健福祉審議会に諮問・答申をいただくというスケジュールを進めたいと考えています。

説明は以上です。よろしく願います。

ありがとうございました。

では、ただいまの説明について、委員の皆様のご意見ご質問等ありますでしょうか。まず、地域包括ケアシステム分科会にご参加の方から何か追加的なコメントとかありますでしょうか。

特になければ、計画についての質問あるいはコメント等ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

1つお尋ねしたいところがあるのですが、ページで言いますと、110ページですけど、標準給付費の見込みが単位千円となっているのですが、単位千円だと結構渋い数字のような気がするのですが。

申し訳ありません。こちらは記載ミスで「円」が正解です。

はい。

質問コメント等ある方いらっしゃるでしょうか。では、橋爪先生お願いします。

5章の99ページと100ページの説明の中で、下から2つ目のところですが、こちらの介護という言葉が聞こえてきたのですが、看護小規模多機能型居宅介護でして、従来の介護だけのところに、医療的なところも見える看護の機能が入ったということで、「看護」ということをお願いいたします。

はい。その他いかがでしょうか。はい、お願いします。塩澤先生。

この間の保健センターの会議でも出ていたのですが。66ページの高齢者で、帯状疱疹ウイルスワクチンの助成をぜひお願いしたいということで、よろしく願います。

はい。こちらコメントいただきたいと思います。事務局の方からコメントあるでしょうか。

ちなみに、できる、できないではなくて、どういうふうな手順が必要で、こうなったら駄目という話でも構いません。

代表でお答えします。今回の計画に関しては、介護保険事業計画、高齢者福祉計画でして、この中で具体的に帯状疱疹のことは触れません。予防接種の助成等については、市全体の施策の中で本計画とは別

竹内会長

小林介護福祉
課長
竹内会長

橋爪副会長

竹内会長
塩澤委員

竹内会長

稲葉保健福祉
部長

竹内会長 　　に庁内で検討すべき事項と考えています。
　　ありがとうございます。

稲葉保健福祉部長 　　内部的な検討ということですが、仮にある程度決まってきた時に優先順位を決定することとかが必要になってくると思うのですが、それをやるとしたらどこでやることになりますか。この会議でしょうか。

竹内会長 　　保健福祉審議会で揉むよりは、健康づくり分科会ですとか、そういうところで意見をいただくという場面は作りたいと思っております。以上です。

竹内会長 　　直ちに実施というようなことではなく、やはり科学的なエビデンスとかを集めながら、あと費用対効果とかを検討しなければいけないということで、難しいことなのかなと思います。

塩澤委員 　　塩澤委員いかがでしょうか。コメントいただければと思います。
　　結論を出してくれということではないのですが、実際に患者が多く、ここに文言として「高齢者の助成」と書いてあったので、一言伝えました。

竹内会長 　　その他いかがでしょうか。
　　では、ないようですので、一つだけ。105ページの部分、地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等というところが、まだまだ書ききれていないということでしたが、この部分をちゃんと実施できるかできないかが、介護人材が離れていくか、それとも吸い付けることができるかというところを決めるような、そういった要素があるかと思います。我々が持っている力、市の力もありますし、市民の力もありますし、この会議の力もありますけれども、それを集めて、この部分を充実させていく、そういった必要があると思います。ぜひこちら、具体的な内容で、新しい仕組み、良いものも上手くいかないこともあると思います。ですが、それにトライしていくという、そういうトライしていくことに寛容な守谷市であって欲しいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

新島保健センター所長 　　その他いかがでしょうか。特になければ、こちらの方の協議は以上とさせていただきます。ご協議ありがとうございました。
　　では、続きまして、**報告事項No.3「令和5年度第1回健康づくり分科会開催報告について」**保健センターからお願いします。

新島保健センター所長 　　はい。よろしく願いいたします。
　　それでは、報告事項No.3 令和5年度第1回健康づくり分科会開催報告について、ご報告します。
　　9月21日に、第1回健康づくり分科会を開催しました。今回の分科会では、第三次健康もりや21計画に係る、令和4年度の実施状況について報告し、ご意見等をいただきました。当該計画は、健康増進計画、食育推進計画、歯科口腔保健推進計画、自殺対策計画及び母子保健計画の5つの計画を包含した一体的な計画として作成しており、この会議録では分科会での意見等を、分野別にまとめています。
　　まず初めに、(1)健康づくり計画部分についてですが、保健センタ

一で実施している出前講座の内容について質問がありました。保健センターの講座は、血圧・糖・脂質・フレイル・骨粗鬆症・たばこ・熱中症予防の7つのテーマがあり、それぞれ保健師と栄養士による合計1時間程度の講話を実施しています。

次に、健康診査後の特定保健指導の内容についての質問がありました。特定保健指導は、基本的には対象者の今の具体的な生活習慣を聞き取り、今後どうしたいのかということ踏まえた上で、目標を決めて話をし、現状の生活習慣を改善していくことを目標にしています。

また、特定保健指導では改善例などを示すと良いのではないかという意見を頂きました。頂いた意見について、特定保健指導を行う保健師や管理栄養士で共有して、効果的な指導が行えるよう努めていきたいと考えています。

次に、令和4年度の速報値が46.5%と、特定健康診査の受診率が低いということで、現在の集団検診は、待ち時間なくできるようになったので、もっと周知をした方がいいのではないかという意見を頂きました。

コロナ禍前の集団健診は、予約なしで行っていたため、大変混み合い待ち時間もありませんでした。コロナ禍以降は予約制にしたため、待ち時間なくスムーズにできるようになっています。特定健康診査については、受診率向上に向けて様々な切り口で周知をしていきたいと考えています。

続きまして(2)食育推進計画の推進についてです。

ライフステージの成人期の食の情報提供という取り組みの中で、スーパーマーケットや飲食店等と連携し、食に関する情報提供を行うという取り組みがあります。令和4年度は未実施となっており、この中の食の情報とは具体的にはどのようなものかという質問がありました。

ここで言う食の情報とは、例えば減塩など、健康づくりに繋がる情報ということです。現在、茨城県が県民の食塩摂取量を減らす取り組みとして行っている、茨城美味しおスタイルという事業と連携できないかと考えているところです。

次に(3)自殺対策計画の推進と、母子保健計画の推進の部分についてです。

子供が生まれる一方で、自殺や虐待で亡くなるというニュースをよく聞くということで、虐待対策と少子化対策の一体性がなく、関連性を持たせたほうが良いのではないかという意見をいただきました。

国では、子供を取り巻く様々な問題に一元化して対応するために、今年度から子供家庭庁を創設しています。また、各市町村には、令和6年度以降、児童福祉部門と母子保健部門に関する支援を一体的に行う機能を有する子供家庭センターの設置が努力義務とされるなど、国全体として、子供の視点に立った施策を行っていく方向になってきています。この健康もりや21計画も、自殺対策と母子保健計画を含めた一体的な計画として策定をしていますので、一体的に取り組むを実施していくことを念頭に進めていきたいと考えています。

また、虐待通報があった際、市ではどのような対応をするのかというご質問がありました。匿名の通報があった場合には、のびのび子育て課で虐待通報を受けた家庭を訪問し、養育状況や生活状況等を確認しています。これらの虐待に関しては、様々な関係機関等と連携をして対応しています。

以上が健康づくり分科会の開催報告です。このような形で毎年度、取り組み状況を報告し、ご意見等頂きながら、着実に計画を進めて参りたいと考えています。

以上です。

竹内会長

ありがとうございました。委員の皆様のご意見ご質問等いかがでしょうか。

まず、健康づくり分科会の方から何かコメントありますでしょうか。ちなみに、ここでは、先ほど出た予防接種のことは議論されなかったのですか。

新島保健センター所長
竹内会長

この中では予防接種の議論はしていません。

承知しました。ありがとうございます。今のは確認です。

ご意見ご質問はいかがでしょうか。

のちほど全体を踏まえて、コメント等いただければと思います。

では、続きまして**報告事項No.5「守谷市シニアボランティアポイント制度の再開について」**健幸長寿課の方からお願いいたします。

滝本健幸長寿課長

報告事項No.5 守谷市シニアボランティアポイント制度の再開についてご説明します。

この制度は、平成31年4月から「介護ボランティアポイント制度」として事業を開始したところでしたが、先般からの新型コロナウイルス感染症の影響で事業を休止していました。しかし、今年の5月に、感染症の類型が第2類から第5類になったことにより、今回、事業を再開することとなりました。

制度の概要としては、市民の方が制度に参加する際は、ボランティア講座を受講し、ボランティア活動保険に加入した後、ボランティア手帳の交付を受けていただくことが参加の要件となっています。

ボランティア活動が1時間につき1ポイント、最大50ポイントを付与とすることが内容となっています。

2ページをご覧ください。制度の変更点です。今回、参加者の対象年齢を65歳から60歳に変更しました。また、活動場所についても、従来の介護保険施設だけでなく、障がい者・児の施設も追加しています。

ボランティアポイントの交換についてですが、1ポイント100円、最大50ポイント5,000円までを上限に奨励金として受け取ることができます。

再開までのスケジュールですが、11月中を目途に再開するため準備を進めているところです。

3ページをご覧ください。今回、制度の再開に当たり、ボランティ

ア講座を10月5日に開催しました。講座では、ボランティアポイント制度の概要や、ボランティア活動についての留意点等について、事業者の方から資料や内容についてご説明いただいた後、ボランティア活動保険について社会福祉協議会の方から説明を受け、加入していただく流れとなっております。

次のボランティア受入施設は、市内8事業所と協議を重ねておりますが、現在のところ、11月中にスタートできる予定としては6事業所となっております。今後、準備が整い次第、拡大していく予定です。

最後に4ページをご覧ください。今後の流れとしては、ボランティアの方々の活動の開始日に合わせて、市からメールを送信し、活動できる事業所等について詳細を情報提供いたします。その情報をもとに受入れ事業所宛てに直接、市民の方がボランティアの申込みを行ったうえ、活動していただくことになっています。

また随時、ボランティアの登録も受け付けておりますので、今後、新規に登録を希望される方には、ボランティア講座を録画した動画を視聴するなど、各種手続きを踏まえたうえ、登録完了の後、活動いただくこととしています。

なお、ボランティア登録された方には、活動実績や受け入れ事業所の募集等に関する情報を月1回程度メール配信する予定となっております。

説明は以上になります。

ありがとうございました。

委員の皆様のご意見ご質問等ございますか。

ここで行われてきました様々な議論がしっかりと反映された形で、再開される方向性が確認できているのではないかと思います。是非、活発な形で進められることを期待したいと思います。

特になければ、次に進ませていただきます。

報告事項No.6「令和5年度第1回子供子育て分科会開催報告について」こちらを、すくすく保育課からお願いします。

はい。よろしくお願いします。

報告事項No.6として、令和5年度第1回子ども子育て分科会の開催についてご報告します。10月5日に開催して、全委員の皆様にご出席を頂戴し、ありがとうございました。

審議経過ですが、まず1番目は、遊育施設「あそびの森もりっこ」のプロポーザル選定結果について、のびのび子育て課から説明をした後に、意見交換を行いました。選定結果については、次の報告事項No.7にて説明します。

委員の皆様からの質疑及び意見は、主にこの遊育施設の概要についてということでしたので、こちらを報告します。

まず、当該施設の必要性や場所の選定についての質問を頂戴し、それに関して、平成31年に市長の発案があり検討してきたもので、大型遊具を活用して、子供たちが将来の生活に必要な基本動作や、危険回避能力、運動能力、コミュニケーション能力等をバランスよく培う

竹内会長

森山すくすく
保育課長

こと、地域の子育て支援強化を目的としており、場所は保健センターの改修を契機に、空いた部屋の利活用の検討の中で決定をしたと回答しました。次に、遊具の安全性はどうかという質問については、プレイリーダーを常駐させて見守るとの回答をしています。また、1時間の利用制限についての質問は、子供の体力面、施設の規模、駐車場の確保を考慮し設定したものであり、空きがあれば、連続利用も可能であると回答しています。

委員の皆様から頂いた意見は、まず、子育て支援の場として、市が率先して事業を行うことは好ましいということ。それから、利用時間の制限については、子供の体力面、利用者の回転数、保護者の心情等から1時間で適切である。それから、もりっこで使用する遊具は、ボーンランド社製ですが、同社の遊具は質が高く、同じ製品を使用する他市の施設と比較して、非常にリーズナブルであるというご意見、それから提案として、一緒に来た小学生のきょうだいも待てるよう、図書スペース等があるとなお良いというご意見を頂戴しました。

次に、すすく保育課所管の議題2、第2期守谷市子ども子育て支援事業計画の随時見直しについて、事務局から次の説明を行い、意見交換をお願いしました。

まず、1つ目として、この見直しの趣旨ですが、昨年度、第2期計画の中間年に当たり、ニーズの面と、確保方策の面と両方について見直しをしたところですが、今年度、既存幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行や、3箇所保育園等の利用定員を引き下げる変更の申し出があったことから、確保方策のみの見直しを行うものであると説明しました。

2つ目として、認定こども園への移行を希望している守谷二三ヶ丘幼稚園ですが、令和7年度からの認定こども園移行は、考え方として、国の方針により、認定こども園の設置の基準を満たす限りは、原則として認可・認定を行うことになっていることを説明しました。

3つ目は、株式会社アイグランが設置する保育園2箇所及びもりや幼保園の利用定員引き下げについて、事業者から経営状況改善のためと相談があり、複数年にわたり協議をして参りました。その結果、現在の実利用人員に合わせて利用定員を引き下げるものであり、この考え方としては、子ども・子育て支援法により、事業者の届出で足りませんので、認めざるを得ないものであると説明しました。

委員の皆様からの質疑及び意見は以下のとおりです。まず、幼稚園経営の側からの意見としては、少子化が進行して、認定こども園に移行せねばやっていけないのかもしれないと感じているとのことでした。続いて、保育園側からの意見としては、守谷市の保育園はまだ他市より状況は良いが、全国的には子どもも保育士もいない状況であって、利用定員を引き下げると公定価格の保育単価が上がるので、経営上は必然的にこのような流れになるということでした。また、国の通知どおりに、3箇月前に届け出れば定員が引き下げられるというのは、他市では認められないところもあるので、事業者としてはありが

たいという意見を頂戴しました。

ただ、懸念点として、保育士不足を理由に定員引き下げを認めるとなれば他の事業者の追随が予想されるが、確保方策は大丈夫かという指摘を頂きました。これに対しては、確保方策に不足が出ないよう、届出をする前に、従前どおり事業所とあらかじめ協議を行う方針であるということ、今後は少子化の進行とともに、実利用人員数に定員を合わせていく方向になると思われると回答しました。また、突然閉園となれば確保方策に不足が出るため、何年かかけて協議するのではなく、柔軟に利用定員が引き下げられれば、閉園は防げるのではないかとの提案を頂きました。

第2期守谷市子ども・子育て支援事業計画の随時見直しの結果については、添付しています報告事項No.6の資料No.2となりますので、保管をお願いします。

次に、最後の議題3、第3期守谷市子ども子育て支援事業計画の策定スケジュールについて説明をしました。

この計画は令和7年度を始期とするため、令和5年から6年度の2年間の策定スケジュールを説明して意見交換を行いました。これについて、子どもの貧困や虐待を含めた子どもに関する総合的な計画となるのかという質問を頂戴し、これらの問題を扱う市子ども計画は、国が今後示す子ども大綱を受けて策定予定ではあるが、保育や子育て施策に特化した子ども・子育て支援事業計画とは別立てとし、将来的には統合したいと考えている旨を説明しました。これまでの第1期、第2期の子ども・子育て支援事業計画は、待機児童解消ということが一番の目的としており、量の確保を問題としてきましたが、7年度以降の第3期は、量の確保の安定と質の向上を目指す計画としたいと回答した次第です。報告事項No.6、資料No.3のとおり、分科会・審議会の皆様に今後2年間にかけて、この計画のご審議をいただきたいので、どうぞよろしくをお願いします。

ご報告は以上です。

説明ありがとうございました。

こちらの会議の方に参加しておられた委員から、何かコメントあるでしょうか。特になければ他の委員からのご意見ご質問等いかがでしょうか。

では、特になければ次に進ませていただいて、**報告事項No.7「遊育施設あそびの森もりっ子のプロポーザルの選定結果について」**のびの子育て課からお願いいたします。

よろしくをお願いいたします。

報告事項No.7 遊育施設あそびの森もりっこのプロポーザル選定結果について報告します。

遊育施設あそびの森もりっ子が実施する大型遊具等を活用した遊びの中で、子供たちが将来の生活に必要な基本動作、危険回避能力、運動能力、コミュニケーション能力等をバランスよく培うため、また地域の子育て支援の強化を図るために、業務委託候補事業者を決定し

竹内会長

上野のびのび
子育て課長

ました。

応募事業者数は2社でした。

選考については、令和5年9月28日に遊育施設運営事業の業務委託における公募型プロポーザル方式審査委員会を開催しました。

選考基準ですが、審査員1人の持ち点が100点で、10人の審査員に審査いただきました。配点合計1,000点のうち600点以上であることを可否の基準としました。

選考結果については、株式会社明日香が1,000点満点中749点となり、協議事業者として決定しました。B社が666点ということで、749点の株式会社明日香に決定をした次第です。決定した株式会社明日香の所在地ですが、こちらは資料の通りです。

今後のスケジュールですが、現在10月、運営開始に向けた協議で、株式会社明日香の担当者と市の担当が、今後の安全確認や安全対策危機管理、職員体制などに関するものの協議をしているところで、その後契約を締結します。11月の中旬以降になります。施設利用予約開始ということになります。現在、11月10日号の広報に掲載する予定です。運営開始ですが、事業の開始日が令和5年12月1日となりますが、金曜日が休館日ですので、12月2日土曜日に、オープニングセレモニーを予定しています。参考までに、選定までのスケジュールを載せていますので、ご覧ください。

報告は以上です。

説明ありがとうございました。

ただいまの説明にご意見ご質問等いかがでしょうか。

はい。お願いいたします。清水さん。

新しい施設ということで、細かいことも含めて、質問・要望をします。

まず、この施設の位置付けとして、設置条例とか要綱とかはどういうふうになっているか。また、議会への報告とか、議決とかも併せて。それが1点目です。

2点目は、先ほども説明がありました、スタッフ、プレイリーダーという方がどのぐらいの人数で、職種がどういうふうになっているのか。

それから、3点目は、プロポーザル2社で、管理運営の委託料は、年間でどの程度か。アバウトで結構ですので教えてください。

それから、株式会社明日香は、高齢者施設とか、児童施設を相当な規模で全国的に展開していますが、市内での実績があるのかどうか。また、市内実績がなければ、近隣の市町村等近くであるかどうか。

あと、内容について、トイレとか手洗いとか、おむつの交換場所とかは設置確保されているのかどうか。それから、飲食が禁止なのかどうか。当初も用意したらどうかと分科会の要望があったと思うのですが、可能かどうかということ。

最後に、利用者の声、各施設等もアンケートの箱を用意し、市役所も市長への手紙があり、できればそういうものも用意していただき

竹内会長

清水委員

竹内会長
上野のびのび
子育て課長

い。新しい施設ですから、いろいろな要望があると思うので、設置されたらいかがでしょうか。

それから、もう1点。新規の施設なので、開設後に、例えば自分の家でも作った後になって利用勝手が悪いとかがあるので、その後利用者の声を反映して、検討した上で、なるべく改善すべきところは、速やかに改善していただきたいと思います。

細かいことで恐縮ですが、以上です。

では、事務局から可能な範囲でお答えいただければと思います。

まず、条例。こちらについては、今年度6月の議会で議決をいただいています。

続きまして、プレイリーダーについて市からお願いしていることは、運動を専門的に勉強した方を募集してほしいとお願いしています。実際にまだ決まっていないため、これとはお答えできないのですが、そのようなところで募集をかけてもらう予定です。プレイリーダーは1人で、その他含めて3人以上で、今いろいろと動いてくださっています。

それと、委託料については、今回12月からオープンということで、オープンに向けて11月ぐらいから動いてもらうということになり、今年度委託料は約1,400万くらいです。そのあと2年、3年のところでは、2,500万。大体、それくらいの数値です。

続きまして、株式会社明日香の実績ですが、以前守谷市の図書館で、お子さん達に対してのサポートをしていたという実績があります。あとは守谷市ではありませんが、こういう遊育施設を、実際に山梨でやっている実績もある業者です。

続きまして、おむつの交換について。これは、遊育の中にはありませんが、保健センターに用意されていますので、もし必要なときには、そちらを使っていただくという形です。

利用者のアンケートは、やっていく中で、私たちも、もちろん地域の方や、利用者の方の声というのは、きちんと聞き取りをして、実際に運営していく中で、私たちも、子どもの様子や保護者の様子を見ながら、改善できるところは改善していきたいと思っています。

飲食についてですが、飲食は今のところ不可ということで、施設内では食べないということになっています。

あと、待っている場所の設置ということで、この間の分科会の方でお話をしたところですが、こちらについては、今後検討していきたいと考えています。

以上です。

竹内会長

ありがとうございます。

時間もありますので、1つ補足させていただくと、利用者の声、アンケートのところですが、これは市が集めますか、それとも受託者が集めますか。

上野のびのび
子育て課長

はい。内容は市で検討しまして、業者にお願いしようと思っています。

竹内会長 簡便にお答えいただいたので、清水さん、よろしければ続けてお願いいたします。

清水委員 分科会でも時間が1時間では足りないというのがあり、延長も可能だということで良かったと思います。

竹内会長 時間もないので、以上、ありがとうございます。

埴本委員 委員会では検討したのですが、あそびの森に関しては、あまり意見が出なくて。

結局、掲げてあるのは、危機回避運動能力、すばらしい言葉が書いてあるのですが、実際そこにある遊具を使って、どの程度のものでできるかというのを検討する材料がなくて。今そこに遊具が置いてあるし、市長発案、業者、その間に検討はなかったという、そういう形をとっているの、今から子供たちがどういうふうにご利用するかということを、注意深く見ていただきたいと思います。

安全面とか、どういう遊び方をするかというのは、見ていただきたいし、アンケートは業者でなく市の方で、検討材料として集めていただきたいなと思います。

以上です。

石塚こども未来部長 アンケートは、当然施設と、のびのび子育て課にホームページを通して頂くということです。どちらにということではなく、一緒に検討するということです。

遊具については、特別このために遊具を用意したのではなく、他の施設、守谷市では初めてですが、こういう個別のコンセプトで、遊育というものは他でもやっていますし、株式会社明日香もやっているという状況の中で、プレイリーダーを置きながら、安全を保つという考え方で、十分に気を付けるということです。ご意見いただきありがとうございます。

埴本委員 あと一つ、就学前の子どもたちの遊び場として設置されているわけですが、兄弟で遊びたいということもあると思います。小学校に行っている子は行けない、幼稚園・保育園に行っている子だけ行けるという設定なので、図書というのを置いて、兄弟で一緒に行ける場として全体を考えることはできないのかという意見です。なので、図書・本が置いてある部屋があれば、上のお子さんがそこで時間を作れるということです。

以上です。

石塚こども未来部長 ご意見については、今、業者が選定され、別でも意見を頂いていますので、それは今協議しているということで、先ほど課長からも出ています。

ただ、基本的なスタンスとして、未就学児でやってみて、どういう状況なのかということ。先ほど危険という部分を、委員からも指摘されていますので、まずその状況下で、可能であれば図書館の話も、業者にもしていますので、全部が全部可能かということとは別ですが、要

望・意見・指摘は真摯に受けとめて、可能な限り、できるものとしか
言えませんが、検討できればと思っています。

以上です。

埜本委員

12月1日から開園するわけですが、どうぞ検討しながら、安全が
一番です。運営方法も考えていかれたらいいと思います。よろしくお
願いします。

竹内会長

まずはスタートするようですが、それだけでは十分ではないという
意見だったと思います。

少しずつ、例えばターゲットとする年齢とかを広げていくというこ
とは、子育てをする上でとてもわくわくする内容だと思っていますので、
そういったところを上手に広げていくという政策をとっていただき
たいという要望だと承ったところです。

その他よろしいでしょうか。特になければ、用意されている議題等
は以上ですが、全体を通じて何か意見等ございますか。時間の方も大
分過ぎておりますので、このあたりで一旦、終了ということにしたい
と思います。

今回は計画を中心としたもので、計画の説明が非常に長くて大変だ
ったと思いますが、今回の説明を通じてよくわかったと思います。そ
れをしっかりとフィードバックしていただくことが大切だと思いま
すので、引き続きご協力をお願いしたいと思います。

それでは、以上をもちまして本日の議事すべて終了を宣言いたしま
す。議長の席は降ろさせていただきます。どうもありがとうございました。

松井社会福祉
課長補佐

ありがとうございました。

次回の第3回保健福祉審議会は、令和6年1月24日水曜日、同じ
く午後2時30分から守谷市役所、同じ場所、全員協議会議室にて開
催予定です。

これで令和5年度第2回守谷市保健福祉審議会を閉会いたします。
貴重なご意見ありがとうございました。長時間にわたりお疲れ様でし
た。ありがとうございました。